補助事業の流れ

①事前調査の申込み【申請者】

危険空き家等事前調査申込書(様式第1号)、位置図(付近見取図)、平面図(間取りが分かるもの)、現況写真(2面以上)、市税納付状況確認承諾書(様式第2号)

②受付、審査【市役所】

書類を受理・審査し、現地調査(不良度判定、危険度判定)

③判定結果受理【申請者】

市役所から、当事業に該当するか否かの判定通知書(様式第3号)が送付

④見積徴収【申請者】 ここからは当事業に該当した方のみ

阿蘇市内の解体業者から見積書(2社以上)

⑤補助金の交付申請【申請者】

補助金交付申請書(様式第4号)、事業実施計画書(様式第5号)、位置図、平面図、使用 状況報告書(様式第6号)、土地・建物の登記事項全部事項証明書(発行から2週間以内) 写し、2社以上の解体業者からの見積書(内訳が記載されたものに限る。)、解体業者の建設 業の許可書又は解体工事業の届出書の写し、判定結果通知書写し、誓約書(様式第7号)、 委任状(申請者から委任を受けた者が申請を行う場合に限る。)、同意書(様式第8号)共有 名義である場合

- ⑥受付、審査【市役所】
- ⑦決定通知受理【申請者】

市役所から補助金の交付決定通知書(様式第9号)が送付

⑧契約、工事【申請者】

解体工事の契約締結及び工事

⑨工事費の支払い【申請者】

解体工事終了後、工事費支払い

⑩実績報告【申請者】

事業実績報告書 (様式第 12 号)、工事請負契約書の写し並びに解体業者の請負代金請求書 及び領収書の写し、工事写真

- ⑪完了確認【市役所】
- 迎確定通知受理【申請者】

補助金交付確定通知書(様式第13号)が送付

⑬補助金請求【申請者】

請求書(様式第14号)により補助金の請求

- ⑭支払い手続き【市役所】
- ⑤補助金受け取り【申請者】

請求から1か月以内に、指定の口座に振り込み